

阿武町特産品開発支援事業補助金 募集要領

～令和 7 年度募集分～

申請受付期間

令和 7 年 5 月 20 日～令和 7 年 6 月 20 日（当日消印有）

※採択結果によっては、第 2 次募集を行う場合があります。

※当補助金に係る取扱について、阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱に定めるもののほかは、本要領によりますので、ご留意ください。

阿 武 町

阿武町特産品開発支援事業 募集要領

1. 趣旨

阿武町の資源や特性を活かした「特産品」の開発を新たに進める事業者に対し、その開発及び商品化に要する費用の一部を補助することにより、阿武町ならではの特産品の開発を促進し、地域産業の活性化を図る。

※「特産品」とは、主に阿武町の資源や特性を活かして開発される商品で、名称や意匠が阿武町と関わりがあり、町の魅力発信につながるものとしてふさわしい商品。

2. 対象者

・阿武町の資源や特性を活かした特産品づくりや商品化に意欲、熱意のある法人、団体または個人。住所が阿武町にあるか否かは問わない。

・町税等をすべて納付していること。

※複数事業者による取り組みも可とする。

3. 補助対象事業

① 主に阿武町の資源や特性を活かした特産品を新たに開発し、商品化する事業

② 既存の特産品を改良する事業で、次の要件の全てを満たすもの

・町内で生産される資源を主に使用すること。

・名称や意匠が町の特産品としてふさわしいこと。

・将来にわたり、町の特産品として定着が期待されること。

※既存商品の改良とは、素材、製造方法など商品自体の改良のほか、パッケージのみの改良も含みます。

※「地域資源」とは、地域の特産物として広く認識されている農林水産物及び文化財、自然の風景地、温泉その他観光資源として広く認識されているもの。

※「地域特性」とは、風土、歴史、文化、技術伝承等、地域の独自性や特異性を表すもの。

対象外の事業

・阿武町の素材や地域特性が全く使われていないもの。

・新商品としてオリジナル性がないもの。（模倣品）

・流通性がないもの。（希少品及び相当数量の生産ができないもの）

・商品の各種権利（所有権や管理権など）が申請者に帰属しないもの。

・店内で提供する料理品 等

4. 補助対象経費

補助の対象となる主な経費は、下記の①～⑥に掲げるもの。

- ①商品の開発に必要な専門家の指導・助言に要する経費
- ②特産品の開発に要する経費
- ③商品のパッケージ、ラベル、パンフレット、チラシの作成に要する経費
- ④商品化に向けたデザイン費、試験分析費（成分、品質検査）に要する経費
- ⑤商品化するための試作品等の市場調査に関する経費（旅費、会場借上料等）
- ⑥その他、地域特産品開発及び販売促進に必要な経費として町長が認めるもの

■補助対象経費と説明

区 分	内 容
①研修・技術指導費	開発に必要な指導・助言を専門家に依頼した場合の経費
②原材料費	主要原料、材料の購入費
③印刷製本費	パッケージ、ラベル、パンフレット、チラシの印刷費
④委託費	商品化に向けたデザイン費、試験分析費（成分、品質検査）
⑤マーケティング活動費	商品化するための試作品等の市場調査に関する経費（旅費、会場借上料等）
⑥その他	その他商品化に要する経費で町長が認めるもの

※設備購入費、人件費に関しては、対象外とします。

■各経費の説明

①研修・技術指導費	・商品開発に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家に謝礼として支払われる経費
-----------	---

＜注意事項＞（高額な場合は、別途協議を要する）

- ・謝金については、社会通念上妥当なもの又は補助事業者の定めによる。
- ・旅費については、実費もしくは社内規定による。

（社内規定による場合は、その根拠となる規定を添付）

- ・申請事業者の社員等の人件費及び旅費は対象外。ただし、旅費に関しては、試作品等の市場調査に関わる内容であれば、マーケティング活動費として対象。

②原材料費	・商品開発に必要な原材料費
-------	---------------

＜注意事項＞

- ・設備の購入費については、対象外。
- ・開発に要した原材料の使用簿（受払簿）が必要。

③印刷製本費	・パッケージ、ラベル、パンフレット、チラシの印刷費
--------	---------------------------

＜注意事項＞

- ・本事業で新たに製作するものに限る。（既存の増刷などは対象外）

④委託費	・商品化のためのデザイン委託費 ・商品化に必要な評価試験（成分、品質検査費）
------	--

＜注意事項＞

- ・商品化に必要なもので、新たに行うものに限る。
- ・金額、内容がわかる委託契約書を交わすこと。

⑤マーケティング活動費	・商品化するための試作品等の市場調査に関する経費（旅費、会場借上料等）
-------------	-------------------------------------

＜注意事項＞

- ・商品化までに必要な市場調査等に要するものに限る。
- ・申請事業者の社員等の旅費については対象とするが、人件費は対象外。
- ・専門家等からマーケティングに関する技術的な指導を受けた場合に発生する専門家等へ支払うべき人件費や旅費は、①研修技術指導費に計上とする。

■補助率等

- ・補助対象経費の 2/3、限度額 50 万円
- ・交付決定前に執行した経費は、補助対象外。

■事業期間

- ・1 事業者 1 年度 1 回のみで、補助金交付の期間は一事業につき 2 年を限度とする。
- ・本事業は、令和 11 年度までの時限制度です。

■審査について

審査は、町が申請要件を満たしているか、ヒアリングや書類審査を行った上で、阿武町特産品開発支援事業審査会で行います。

■申請書類

第 1 号様式…阿武町特産品開発支援事業補助金交付申請書

第 2 号様式…事業計画書

【添付資料】

（法人の場合）

- ・定款
- ・直近 2 期分の決算書の写し
- ・登記簿謄本（全部事項証明書）
- ・納税状況確認承諾書

（任意団体の場合）

- ・任意団体の規約（規約、組織図、構成員の住所、役割分担、現有設備等）
- ・代表責任者選任及び意思決定方法
- ・代表責任者の納税状況確認承諾書

- ・補助事業実施等に対する責任の所在（正副各１名）
（個人の場合）

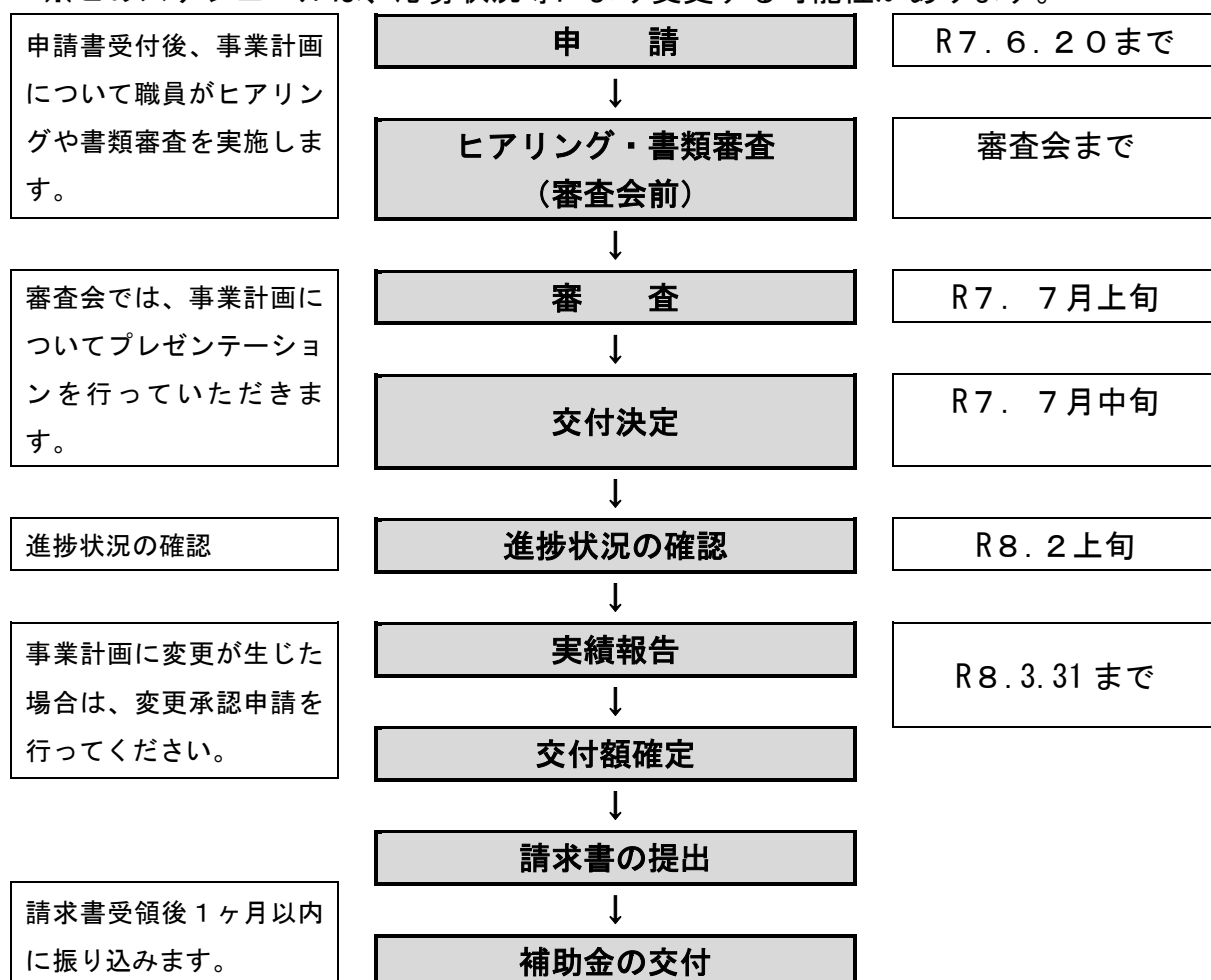
- ・履歴書
- ・住民票
- ・納税状況確認承諾書

■補助対象者の義務

- ・町の調査への協力
- ・資料の保存（５年間）
- ・その他、特産品に関する町の事業に対する協力（イベント出店、本事業の成果発表等）

■申請から補助金支払いまでの流れ

※このスケジュールは、応募状況等により変更する可能性があります。



◇◆提出先・問合せ先◆◇

阿武町役場まちづくり推進課企画定住係

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636

電話：08388-2-3111 FAX：08388-2-2090 Mail：machisui01@town.abu.lg.jp